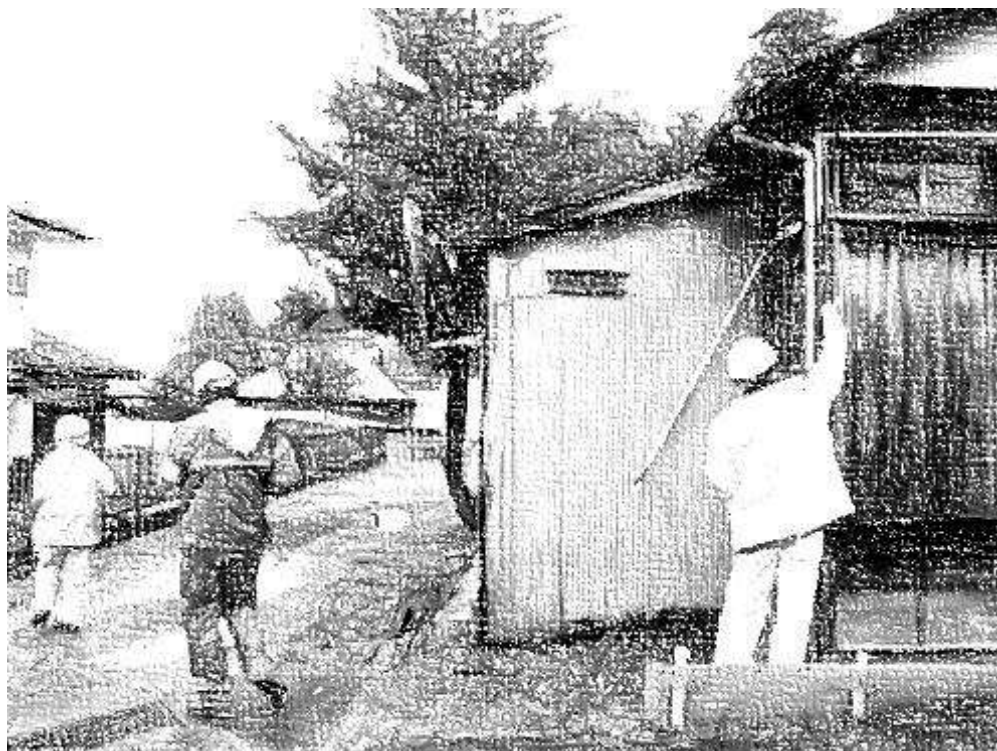


判定士だより



VOL-21 2014

目次	神奈川県過去の大地震及び今後想定される地震	2
	応急危険度判定「模擬訓練」の実施	6
	CLOSE UP 判定資機材の使用方法	8
	Q & A 講習会での質問等に対する回答	10
	協議会ニュース（県内各地の応急危険度判定訓練 他）	12
	まめ知識「教えて さげふりくん!!」	16



「判定士だより」は、神奈川の判定士に応急危険度判定に関する最新のニュースを提供することを目的に、年に1回、神奈川県建築物震後対策推進協議会が発行しています。

神奈川県過去の大地震 及び 今後想定される地震

ひとたび大地震が発生し、多くの家屋が被災すると、市町村は「応急危険度判定」を実施することになります。今回の判定士だよりでは、地震・火山と温泉のホームドクターである「神奈川県温泉地学研究所」より、神奈川県の大地震について寄稿していただき、事前の備えの必要性について考えます。

神奈川県温泉地学研究所 道家 涼介（どうけ・りょうすけ）

1. はじめに

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、私たちに大きな衝撃を与えると共に、防災への意識を高めるきっかけとなりました。防災を考える上で大切なことの一つは、私たちが日頃生活する場所で、過去にどのような自然災害が発生したかを知ることです。神奈川県でも、過去に大きな被害をもたらした地震が多く発生しています。本稿では、神奈川県で過去に発生した大地震と今後想定される地震について紹介します。

2. 神奈川県周辺地域の地球科学的な背景

日本は、世界的に見ても地震の多い国です。日本の国土面積は世界の陸地のわずか0.3%であるのに、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約20%は日本の周辺で発生します。これは、日本列島周辺で複数のプレートが集まっており、プレート同士が押される関係にあるためです。地球を取り巻く十数枚のプレートの内、日本列島周辺では、ユーラシア、北アメリカ、太平洋、フィリピン海の4つのプレートが接しています（図1）。

また、太平洋プレート、フィリピン海プレートは、陸側のプレートよりも重いため、日本列島の下に沈み込んでいます。この沈み込んだプレートと陸側のプレートの境界で発生するのが、プレート境界型の地震であり、2011年に発生した東日本太平洋沖地震や、発生が危惧されている東海・東南海地震が該当します。

神奈川県を含む首都圏の大地は北アメリカプレートに所属しますが、その直下では、南から沈み込むフィリピン海プレートと、東側から沈み込む太平洋プレートによる2重の沈み込みを受けています。そのため、各プレートの境界や内部で、様々なタイプの地震が発生する可能性があります（図2）。

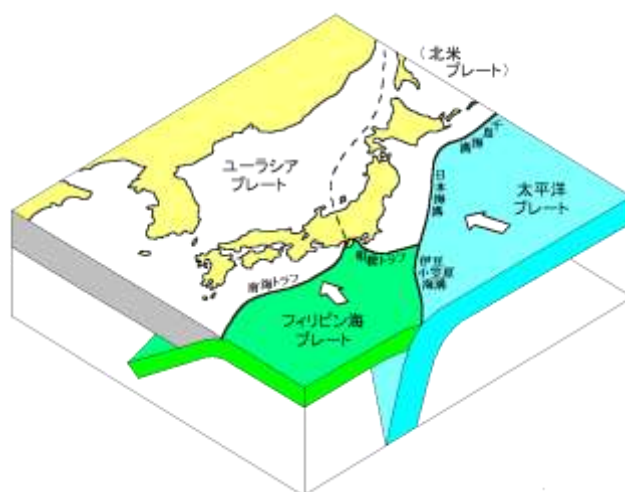


図1 日本列島周辺におけるプレートの配置
（防災科学技術研究所ホームページより）

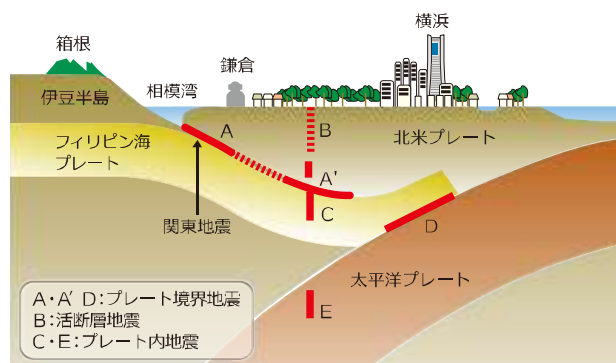


図2 首都圏直下の地震のイメージと発生する地震のタイプ

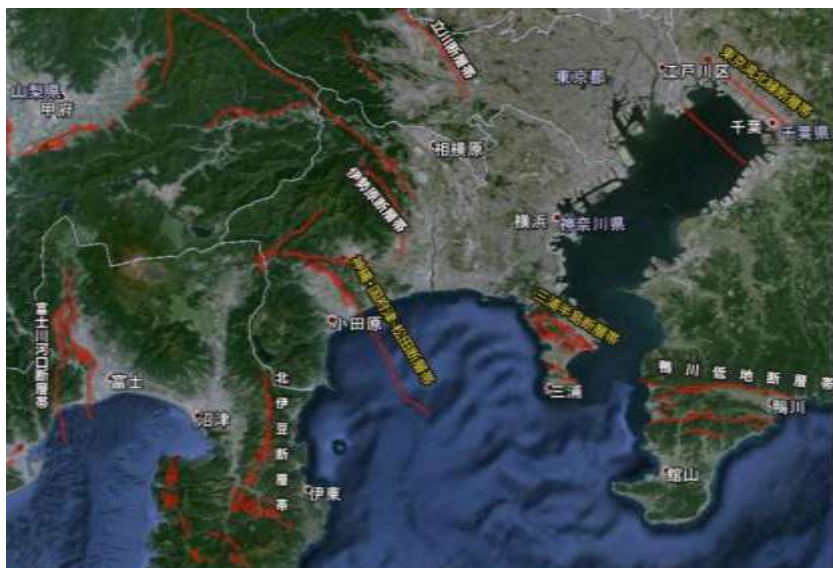


図3 神奈川県周辺に分布する活断層

活断層線は産業技術総合研究所の活断層データベースによる。(Google Earth を使用)
断層名を黄色で示した活断層は、神奈川県地震被害想定で調査対象としている活断層。

3. 神奈川県で過去に発生した大地震

神奈川県では、歴史的に見ても、多くの地震が発生したことが知られています。特に小田原周辺では、江戸時代に小田原地震と呼ばれるいくつかの大地震が発生しています。地震が発生した当時の元号を冠し、それぞれ、寛永小田原地震（1633 年）、天明小田原地震（1782 年）、嘉永小田原地震（1853 年）と呼ばれています。これらの地震では、小田原やその周辺の市町に大きな被害があったとされ、いずれの地震も、当時の被害状況の記録からマグニチュード 7 クラスであったと推定されています（図 4）。



図4 小田原地震の想定震源と大正関東地震の震源域

また、小田原城の石垣や天守が損壊したという記録も残っています。これらの地震を引き起こしたのが、どの活断層であったのかは分かっていませんが、伊豆半島の衝突に伴って形成された複雑な地質・断層構造に起因し、これら多くの地震が発生したと理解されます。

1703 年に発生した元禄関東地震、近代に入り 1923 年に発生した大正関東地震は、いずれも相模湾から沈み込んだフィリピン海プレートの境界で発生した地震で、マグニチュード 8 クラスの巨大地震でした（図 4）。

大正関東地震は、建物の倒壊・火災、土砂崩れなどにより 10 万人超の死者を出し、日本の災害史上最大級の被害をもたらしました。また、相模湾の沿岸の地域では、高さ数～10 数メートルの津波が押し寄せました(図 5)。



図5 逗子市小平を襲った
津波の様子
(近藤紫雲による画)

4. 神奈川県で想定される地震

神奈川県では、平成 21 年度に神奈川県及びその周辺地域で発生が想定される 8 つの地震を対象に、独自に地震被害想定調査を実施しています。その結果は、神奈川県のホームページ内 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5151/>) で見るができます。

この被害想定で対象とされている 8 つの地震の内、神奈川県下で最も大きな被害となるのは、大正関東地震と同じタイプの南関東地震です（図 6）。

このタイプの地震は、先ほど述べたとおりプレート境界で発生し、マグニチュード 8 クラスが予想されます。東北地方太平洋沖地震のマグニチュード 9 に比べると、南関東地震の規模は一回り小さくなりますが、プレート境界型の地震が、神奈川県の直下で発生することになり、県の広い範囲で強い揺れと、それに伴った家屋の倒壊や火災などの被害が想定されます。

また、震源となるプレート境界の断層は、神奈川県沖の相模湾直下にあたるため、津波による被害も想定されます。東北地方太平洋沖地震ほどの大きな津波は想定されていませんが、それでも高いところでは 10m 近い高さの津波が押し寄せると考えられています。

また、震源となる断層と海岸線の距離が近いため、地震発生から津波の到達までの時間が短いことも特徴です。したがって、地震が発生した際に津波から逃れるためには、津波がどの高さまで来るのかを被害想定の情報などから予め考えておき、咄嗟に判断できるようにしておくことが大切です。

この南関東地震は、歴史記録や地形調査、津波堆積物調査の結果などから、およそ 200～400 年間隔で発生していると考えられています。大正関東地震が 1923 年に発生していることから、仮に活動間隔が 200 年だとしても、次の発生は 100 年程先になると予想されます。しかし、元禄関東地震や大正関東地震が発生する約 100 年前から首都圏では、マグニチュード 7 クラスの地震が多発していたことが知られており、活動期と呼べる状態にあったと考えられています（図 7）。仮に、次の南関東地震が 100 年程度先であるとすると、そろそろ活動期に入るということも考慮に入れておく必要があるかもしれません。

すなわち、図 3 に示した活断層がずれ動くことによって発生する地震などについても、被害想定の結果などを参照し、日頃から備えておくことが大切です。

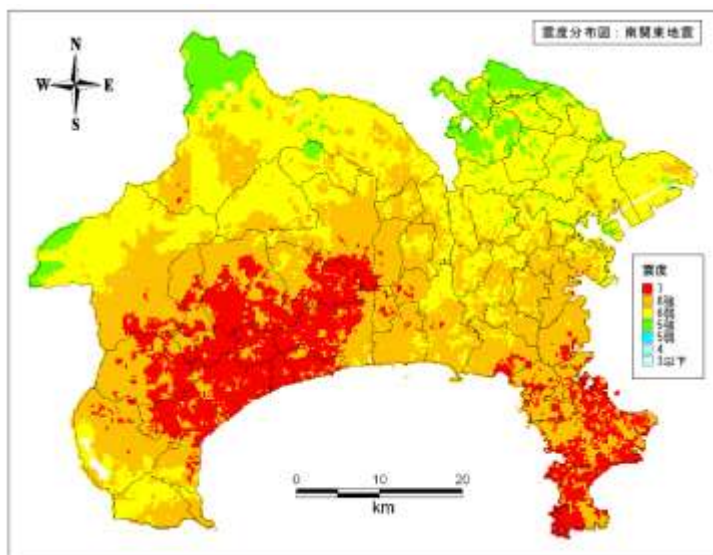


図 6 南関東地震を想定した震度分布の予測図
(神奈川県被害想定資料より)

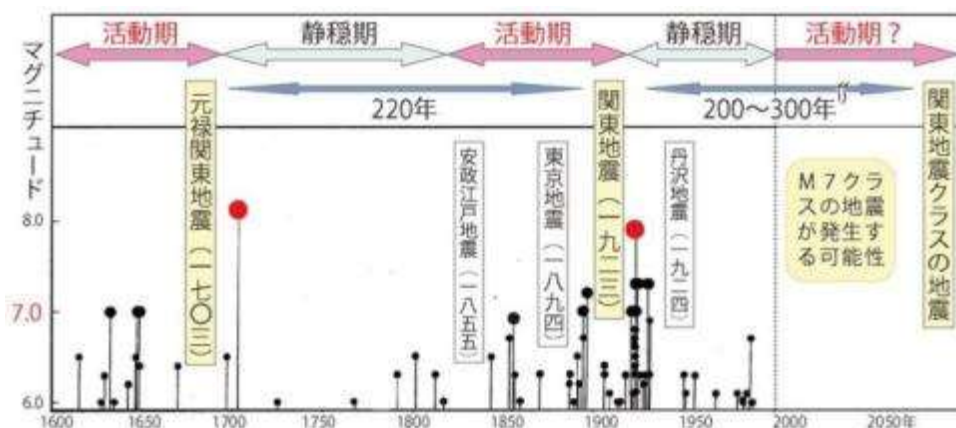


図 7
1600 年以降、首都圏を襲った
マグニチュード 6 以上の地震
(内閣府ホームページより)

5. おわりに

地震への備えを考えるうえで、まず初めにするべきことは、日頃生活する場所で想定される被害を知ることです。その参考になる情報として、神奈川県ホームページ内にある『e-かなマップ (<http://www2.wagamachi-guide.com/pref-kanagawa/>)』というサイトを紹介します。



図8 e-かなマップによる地震の被害想定を表示例
(南関東地震における横浜市～川崎市周辺の液状化被害想定の場合)

このe-かなマップは、神奈川県下における各種情報を地図上で閲覧できるサイトですが、その中に神奈川県が実施した地震被害想定における各地震で想定される被害の情報もあります。e-かなマップでは、各地震における震度、建物の倒壊数、火災発生件数、液状化の発生確率の情報を閲覧することができます(図8)。

また、いくつかの地震を対象に行った津波浸水域の情報も閲覧可能です。本稿では、主に南関東地震による被害想定を紹介しましたが、発生が想定される

他の地震についてもe-かなマップを参照していただき、自宅周辺や勤務先、通勤経路などで想定される地震被害を確認し、地震に対する備えの参考として頂きたいと思います。



道家 涼介(どうけ・りょうすけ) 神奈川県温泉地学研究所 技師。理学博士。1981年、静岡県生まれ。富山大学大学院理工学教育専攻博士課程地球生命環境科学専攻修了。(独)日本原子力研究開発機構、(株)地層科学研究所を経て、現職。



神奈川県
安全防災局

温泉地学研究所

Hot Springs Research Institute of Kanagawa Prefecture

ご紹介



■アクセス



(箱根登山線「入生田」駅下車、徒歩5分)

■地震・火山と温泉のホームドクター

調査・研究を通して、箱根火山、神奈川県西部地震の活動に対する防災へ貢献し、温泉・地下水の環境資源の長期的保全へ寄与します。

- 安全・安心
- 火山・地震活動の観測とメカニズム解明
 - プレート運動にともなう地震・地殻変動の研究
 - 地殻構造・活断層の研究



- 温泉・地下水の保全
- 温泉の成因会名
 - 地下水流動・収支の研究
 - 温泉・地下水資源のモニタリング

- 普及・啓発
- 成果発表会の開催
 - 研究員を講師とする講演・施設見学
 - ホームページによる情報提供

◆ 応急危険度判定「模擬訓練」の実施

協議会では、毎年、判定士の皆さんと一体となって実践的な訓練を行っています。

平成25年度は、木造建築物（木造平屋）を用いた模擬訓練を、相模原市営仲町第3、第4団地で実施し、民間判定士18名、行政職員判定士42名が参加したこの訓練の様子を紹介します。

判定調査参集・模擬訓練

（１）判定士の支援要請伝達訓練

相模原市から神奈川県に判定士の派遣要請がなされ、県から各自治体を通じて、参加する判定士に参集場所、時間等を連絡し、応援の要請を行いました。



仲町第3団地



仲町第4団地

（２）判定士の参集

応援要請を受け、訓練に参加する判定士は、津久井中央公民館に参集しました。



（３）受付

受付で、判定士の皆さんの健康状態を確認し、判定手帳と腕章を携帯しているかを確認、受付簿に登録しました。



（４）判定作業事前説明

コーディネーターにより、調査方法や判定作業の注意事項について説明がありました。



（５）調査機材の受取、移動

判定に必要な調査機材を受け取り、2人1組で、判定会場へ徒歩で向かいました。



（６）判定作業 [各資機材の使用方法については、P.8-P.9の「CLOSE UP」を参照。]

模擬訓練では、相模原市営仲町第3、第4団地（木造平屋）の2棟を供試体として判定作業を行いました。判定作業の流れを実際の木造建築物の応急危険度判定作業の手順に沿って説明します。

- ①建物概要の把握
（用途、構造、階数、建物寸法などを確認）

💡 地図上の位置は、2人でしっかり確認しましょう。



- ②落下危険物の調査・転倒危険物の調査

💡 安全作業のため詳細に調査する前に確認しましょう。



- ③隣接する建物、周囲地盤状況の把握

💡 周囲の状況把握は、安全な判定作業をする上でも重要です。



- ④構造躯体の不同沈下の確認

💡 基礎の状況、床や屋根の落ち込み等により不同沈下の有無を調査します。



判定士としての資質、そして技術力の向上のために..

⑤建築物の1階の傾斜、壁の被害等の確認



下げ振りを使い
建物の傾斜状況
を調査します。



⑥調査結果のまとめ、コメントの記入

⑦判定標識の貼付



コメントは調査
表と同じものを
記入しましょう



(7) 調査機材の返却、報告

調査機材の返却、判定結果の報告をします。



(8) 判定例の参考説明

コーディネーターが調査表の各項目と総合判定の説明、判定結果に対するコメントが行われました。



(9) 終了、解散

約二時間半の模擬訓練が終了。**判定士の皆さん大変お疲れ様でした。**

訓練参加者の感想等

- ☐ 実際の建物を使った訓練はなかなか出来ないので、実際に震災が起こった時の備えとして勉強になりました。
- ☐ 今回の模擬訓練は、木造平屋建てのみの判定でしたが、構造種別ごとに被災の性格が異なっていると考えられるので、他の構造の建築物についても訓練で判定を行ってみたいと感じました。
- ☐ 判定の結果次第で、建物所有者がそこで暮らせるかどうかを左右するので、判定の重要性がわかりました。



総 評

- ◆ 仲町第3団地で想定された判定結果は「要注意(黄)」でしたが、経年劣化による建物全体の老朽化の判断の違いによって、「調査済み(緑)」と「要注意(黄)」に判定結果が分かれました。概ね想定どおりの結果となりました。
- ◆ 仲町第4団地で想定された判定結果は「危険(赤)」でしたが、傾斜の測定位置等の違いによって、「危険(赤)」と「要注意(黄)」に判定結果が分かれました。概ね想定どおりの結果となりました。



判定士の皆さん、
「模擬訓練」への参加を、お待ちしております。

判定で使用する主な資機材は次のとおりです。

- (1) ヘルメット
- (2) 下げ振り
- (3) コンベックス
- (4) マーカー
- (5) 鉛筆
- (6) ガムテープ
- (7) 判定標識



項目毎に使用方法をご説明します。

(1) ヘルメット

頭上からの落下物による怪我から判定士を守ります。判定活動中は着用必須です。



(2) 下げ振り

(3)のコンベックスと共に使用し、建築物の1階部分の傾斜を測定します。

木造の建築物の応急危険度判定では1/60と1/20の数値で傾斜のランクを判断しますので、下げ振りの紐の長さを1.2mとして変位を計測し、1/60は20mm、1/20は60mmで判断します。

震災時は判定が必要な建築物が多くありますので、判定時間をいかに短くするかがカギとなります。その為、同じ柱でX軸Y軸の測定の必要がなく、計測できる部分で判定を行います。

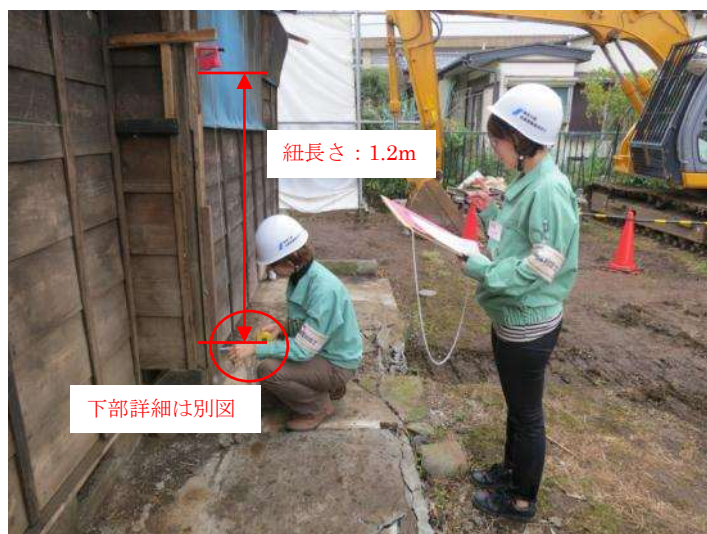
下げ振りの変位の測定も、おもり下部の三角形の頂点で測定するのではなく、紐部分で測定します。(おもりの振れによる測定時間短縮のため)

<測定の流れ>

- ① 下げ振りを柱等に固定する。(木質は針、金属は磁石、その他は手)
- ② おもりを下げる。(紐長さ 1.2m)
- ③ 変位を測定する。

【ご注意】

下げ振りの針を柱等に刺す場合は、建物所有者より同意をいただく必要があります。



(3) コンベックス

(2)の下げ振りと共に使い、変位(おもりと建築物の間の距離)を計測します。



(4) マーカー

(7)の判定標識の「建築物名称・注記・整理番号・判定日時等」を記入するために使います。



【ご注意】記入してから判定標識を貼ります。

(5) 鉛筆

応急危険度判定調査表に調査結果を記入する際に使用します。



(6) ガムテープ

(7)の判定標識を建築物の出入り口付近に貼る際に使用します。



(7) 判定標識

判定結果により「調査済(緑)・要注意(黄)・危険(赤)」に建築物名称等を記入し、建物出入り口付近に貼ります。





講習会での質問等に対する回答

平成25年度応急危険度判定講習会において受講者からいただいたご質問のうち、複数の質問があった項目について回答いたします。また、これまでのご質問等については、協議会ホームページを参照ください。

(<http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo/soudan.htm>)

制度編（講習会、訓練、補償等）



Q-1（応急危険度判定と被災度区分判定の）趣旨の違いは理解できましたが、応急危険度判定の結果を被災度区分判定に活用できないのでしょうか。「危険（赤）」を「全壊」と扱うことはできませんが、「調査済（緑）」は内観調査も併せて実施した場合には「被害なし」と扱うことは難しいでしょうか。

A-1 応急危険度判定における調査済（緑）は、当面の使用が可能であると判定をしたものです。一方、被災度区分判定は、継続使用のための復旧の要否を判定するものであり、判定結果が異なることから「被害なし」とは扱えません。

Q-2 判定の実例の紹介や、各構造の判定調査表の記入方法等について、協議会等のホームページや、インターネットのユーチューブ等で見る事ができますか。見る事ができれば、復習に役立つと思います。

A-2 今後、ホームページに講習会資料等を掲載するよう検討していきます。

Q-3 講習会で使用していたビデオをユーチューブで見られる様にしてほしい。また、ビデオを直接入手することは可能でしょうか？

A-3 著作権等の関係からユーチューブでの視聴はできません。また、DVDの販売も行っておりません。

Q-4 判定調査表について、タブレットPC、スマホに対応できないか。チェックもれがなくなると思います。

A-4 独立行政法人建築研究所から、iOS 機器用のアプリとして、応急危険度判定支援ツール（訓練版）が配布されています。現在は訓練用としてのみ使用可能ですが、将来、実際の判定活動に使用できるよう、開発が進められています。

Q-5 パワーポイントでの説明時の紙資料を配布又は、ホームページからのダウンロード等はいませんか。

A-5 今後、講習会でのパワーポイントに関する紙資料配布については協議会で検討していきます。

Q-6 応急危険度判定は行政の人が行くとありましたが震災直後の混乱の中でなぜ行政の人のみが判定をするのですか。

A-6 行政職員のみが判定活動を行っているのではなく、これまでも多くの民間判定士に協力をいただき判定活動を行っています。

Q-7 民間判定士は9割を占めています。民間からの判定士としての参加において、あくまでも、ボランティアということですが、生活の基盤を保障するものはあるのでしょうか？（行政は仕事として参加しているようですが…）

A-7 質問のとおり、ボランティアのため報酬はありませんが、神奈川県建築物震後対策推進協議会では、判定士が安心して判定活動を行えるよう、国内旅行障害保険及び施設所有（管理）者賠償責任保険に加入しています。

Q-8 本震が大きければ余震も大きいものがあると思いますが、大きい余震が発生した場合の応急危険度判定士への連絡方法、避難方法等についてはどのように考えておられるのでしょうか。

A-8 判定実施中に余震が発生し危険性がある場合、危険の及ばない相当の距離をおいて外観調査を行ってください。また、内観調査は場合によって危険が伴うので、調査者の安全が確実に図られる場合かつ内観調査が必要と判断される場合のみ行ってください。余震等の緊急事態が発生した場合は、実施本部に連絡し、その指示を仰いでください。

Q-1 調査2や3で、Cランクのものが出た時点で総合判定は危険（赤）とするのであれば、その時点で調査を打ち切りにはしないのでしょうか。住民への注意喚起のためにも他の危険箇所も調査するというのですか。

A-1 調査2、3では、構造によってB、Cランクの判定数から最後に「危険」または「要注意」と判定されます。最後の調査項目まで、安全な場所で外観調査を行い、確認できる範囲の被害状況を判定調査表に記載してください。

また、内観調査の実施については、外観調査の結果Aランクとなったものについて原則行います。Bランクの場合は、必要に応じて行います。Cランクの場合は、内観調査を行う必要はありません。内観調査ができない場合は、コメント欄に「外観調査のみ実施」と記入します。

なお、調査件数が多い場合などで、市町村災害対策本部の担当者から外観調査のみと指示されている場合は、その指示に従ってください。

Q-2 木造の場合、調査の上位3-①でCランクとなった場合（Cと確定するので）それ以降の調査は省略してよいのか？

A-2 最後の調査項目まで、安全な場所で外観調査を行い、確認できる範囲の被害状況を判定調査表に記載してください。

Q-3 木造建築物の応急危険度判定調査表記入項目で、5. 階数、1. 平屋、2. 2階建て の2種類ですが、木造の3階建ての場合はどのように記入したらいいですか。

A-3 3.その他の欄のカッコ内に3階建て、と記入し集計欄に3と記入してください。

Q-4 判定調査表に、SRC造、組積造及び補強コンクリートブロック造といった構造ごとのものはありませんが、実際はどのように判定し、どの判定調査表に記入したらいいのでしょうか。

A-4 ラーメン構造か壁式構造のいずれかの考え方を適用することによって、RC造の判定調査表を準用することが可能です。応急的かつ短時間での調査になりますので柔軟な考え方で調査を行ってください。

Q-5 RC造で、外観調査のみの場合、柱の調査率がわかりません。

A-5 調査者の方の安全が確認でき、可能な場合は内部から調査を行ってください。内部からの調査が不可能な場合は、外観調査でわかる項目のみを記入し、判定調査表のコメント欄に併せて記入してください。

Q-6 震災を受けた場所には古いS造の建物もあると思います。年代が古ければアスベストを使用しているケースも多々あると思います。判定活動時の飛散アスベストの対応についてどのようにしたらいいのでしょうか

A-6 昭和63年に吹付けアスベストの粉じん飛散防止対策が謳われて以来、飛散性アスベストの対策は進んでいると思われますが、非飛散性アスベスト製品が使われた建物はまだかなりの数があると推測されます。

破損していない限り飛散性は少ないようですが、判定活動中に疑わしい製品を認めた場合は、判定標識の注記欄に記入して近づかないよう周知すると共に、封じ込め作業を実施すべきか検討するためにも判定実施本部に注意が必要である旨を連絡してください。

また、マスク類は備蓄していませんので、防塵のためにも持参されるようお願いいたします。

Q-7 下げ振り調査をする場合、建物がX方向、Y方向ともに傾いている場合に、X方向、Y方向の大きい方を調査結果とするのか、XY合わせて最大だろう方向の傾きを調査結果とするのか決まりはありますか？

A-7 原則は、X方向、Y方向を測定し、傾斜が大きい方の方向を調査結果としますが、目視により傾きの大きい方向が明らかな場合は、その方向のみを測定し調査結果とすることも考えられます。





県内各地の応急危険度判定訓練

ここでは、協議会が開催した応急危険度判定訓練のほかに、平成25年度に県内各市町村が開催した、応急危険度判定訓練について紹介します。

横浜市総合防災訓練

実施日：平成25年9月1日（日）

参加者：行政判定士10名

訓練内容：

- 訓練会場周辺住民が参加し自助・共助を実施する、発災直後の住民初動対応訓練
- 被災建物の応急危険度判定
- 水道管の破裂を想定としたライフライン復旧訓練



厚木市総合防災訓練

実施日：平成25年9月1日（日）

参加者：行政判定士30名・その他3名

訓練内容：

- 厚木市役所本庁舎・厚木中央公園・メジカルセンターほかにおいてコーディネーター訓練班及び、教育施設判定班に分かれ訓練を実施
- コーディネーター訓練班
応急危険度判定士支援要請の模擬訓練を行った。
- 教育施設判定班
本庁舎、第二庁舎の判定を行い、その後、班ごとに、指定避難所になっている、小・中学校5施設へ移動し、応急危険度判定を実施。



大磯町総合防災訓練

実施日：平成25年8月18日（日）、25日（日）
参加者：行政判定士3名・民間判定士1名・その他4名

訓練内容：

○町内在住民間判定士への参集要請

大磯地区12名、国府地区7名にメールにて参集要請訓練を行った。（大磯地区2名、国府地区1名の方には電話にて要請を行った。）

○応急危険度判定活動（行政判定士3名、民間判定士1名）

大磯地区では、大磯中学校1～3号館、体育館の4棟の判定活動訓練を行った。

国府地区では、国府小学校北棟、南棟、体育館の3棟の判定活動訓練を行った。



愛川町総合防災訓練

実施日：平成25年9月1日（日）

参加者：行政判定士3名・民間判定士19名

訓練内容：

○メール及び電話連絡による参集訓練並びに模擬建物2棟を使用した応急危険度判定調査訓練。



応急危険度判定士会 各支部のイベントに参加して、判定技術の向上に努めましょう！

コーディネーター・シナリオ演習の実施

大規模地震発生時に設置される神奈川県及び被災市町村の災害対策本部では、被害状況等を早急に把握し、様々な応急対策を迅速かつ的確に実施していく責務があります。

その応急対策の一つとして「応急危険度判定活動」があり、その際に多くの判定士の方の受入れや判定活動が円滑かつ効果的に行えるよう行政職員が「コーディネーター」として判定士の方々のサポートをいたします。

協議会では、この「コーディネーター」が地震発生後の役割を体系的に習得するため、毎年、県及び市町村職員を対象に、大規模地震を想定したシナリオによる図上演習を行い判定活動実施の際の初動体制等の確立や充実強化を図っています。

平成25年度は、開催会場である小田原市及び相模原市を被災想定都市として、具体的なシナリオ演習を下記のとおり計3回実施しました。



	実施日時	演習会場	参加者	演習内容
①	H25/10/22(火)	小田原市民会館 6階第6・第7会議室	50名	神奈川県西部地震を想定した演習
②	H25/11/20(水)	小田原市民会館 6階第6・第7会議室	43名	神奈川県西部地震を想定した演習
③	H26/ 1/22(水)	ウェルネスさがみはら 7階視聴覚室	41名	東海地震を想定した演習

シナリオ演習 参加者の声

村瀬 祥二郎 (伊勢原市企画部防災課)

日頃からの確認・検証の重要性
を実感

私は防災課に所属しており、災害時には災害対策本部において応急危険度判定実施本部への指示・連絡調整等に係る業務が想定されます。

今回は発災直後の応急危険度判定業務の一連の流れについて、確認及び検証をしたく本研修会に参加させていただきました。

今回の演習においては、地震発生直後から判定実施本部の設置、県災害対策本部への応援要請、判定実施計画の策定、判定結果の集計・報告、判定実施本部の解散までの一連の流れについてシナリオ演習を行いました。演習の中で特に印象に残ったのは判定実施計画の策定でした。発災直後に、限られた人員で被災地域をどのような優先順位で判定すればいいのか、大変頭を悩ませました。

また、今回は演習ということで、被害想定条件、各種防災情報が整理されている中で、冷静に話し合いながら計画策定を行うことができましたが、実際の災害時において、切迫性の高い状況下で何の準備もなしに計画策定を行うのは容易ではないと感じました。

いざというときに円滑に応急危険度判定業務を行うには、平時から判定実施区域、優先順位、対象建築物等について考え方を整理しておくとともに、今回研修で実施したようなシナリオ演習を防災訓練に組み入れ、応急危険度判定業務の流れについて、日頃から確認・検証することが重要であると感じました。



池田 守康 (茅ヶ崎市都市部建築指導課)

被災情報を共有して方針決定
をする

応急危険度判定コーディネーターは、大地震発生直後より地震の被害状況を短期間で関係機関と連携を図りつつ、応急危険度判定作業を円滑に運営するための重要な役割が課せられ、柔軟・冷静且つ的確な判断が求められます。そのような状況の中で私たちは技術力の維持と研鑽に努めなければならないと思います。

この演習では神奈川県西部地震で被災した小田原市の被害状況を想定し実施されました。判定実施本部は机上単位に6名～7名のグループ構成で各担当に業務が割り振られ、発災直後より伝紙を利用して情報を伝達します。

市内の被害状況の把握、交通機関等の復旧状況、判定建築物の優先度・判定棟数・必要判定士数を考慮して判定実施計画書を作成しました。その後、判定結果の集計・報告、判定実施本部の解散までを実施し、各班長より講評があり演習は終了しました。

応急危険度判定業務を円滑に遂行するには、被災情報を各班員が共有して方針決定を行うことが重要であり、各班員が役割を認識し判定業務の一連の流れを確認できました。

冷静迅速に作業を進めなければならない私たちにとって必要な訓練であり、継続すべき必須の演習であると思います。

応急危険度判定講習会の実施

(応急危険度判定講習会の実施の様子)



協議会では毎年、判定士の方を対象とした講習会を県内各地で開催しています。

平成 25 年度は、横浜市の会場で 3 回、川崎市と秦野市の会場で 1 回ずつ、計 5 回の講習会を開催し、新規受講者 230 名、更新者・聴講者 412 名、合計 642 名の方が受講しました。

平成 26 年度の講習会開催につきましては、下記のとおり予定しています。

応急危険度判定士認定証の更新(5 年毎)に該当する方は、積極的にご参加ください。

	予定日時	開催地	講習会会場
①	H26/ 7/18(金)	川 崎 (1)	川 崎 市 役 所 第 4 庁 舎
②	H26/ 9/17(水)	横 浜 (1)	横 浜 市 技 能 文 化 会 館
③	H26/10/24(金)	川 崎 (2)	川 崎 市 役 所 第 4 庁 舎
④	H26/12/12(金)	秦 野	秦 野 市 立 本 町 公 民 館
⑤	H27/ 1/14(水)	横 浜 (2)	横 浜 市 技 能 文 化 会 館

協 議 会 よ り 、 そ の 他 の ご 案 内

メールアドレスの登録について

協議会では、判定士の方にメールアドレスの登録をお願いしています。

アドレスを登録して頂いた場合は、判定士の皆さんへ協議会に関する情報提供を行うとともに、災害時の参集要請の一つの手段として活用します。

登録方法については、協議会ホームページをご覧ください。

住所や勤務先の変更について

住所や勤務先が変更となった場合には、緊急時の電話等による連絡に支障をきたします。ので、「変更届」の提出をお願いします。

また、住所・勤務先共に神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に登録申請の事務手続きが必要となりますので、事務局までご連絡をお願いします。

登録更新の手続きについて

判定士の認定の有効期間は 5 年ですが、平成 12 年より認定を辞退される方以外は「自動更新」となりましたので、更新手続きは不要です。

認定の有効期限となった判定士の方には、新しい認定証をご自宅にお送りしています。

そのため、住所の変更などがある場合は必ず、判定士の登録や更新の窓口である(一財)神奈川県建築安全協会にご連絡をお願いします。なお、応急危険度判定士認定申請事項変更届は、協議会のホームページからダウンロードできます。

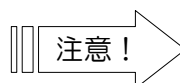
神奈川県建築物震後対策推進協議会ホームページ
<http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo/>

一般財団法人 神奈川県建築安全協会
 0 4 5 - 2 1 2 - 4 5 1 1

教えて さげふりくん！！ -下げ振りの使い方-

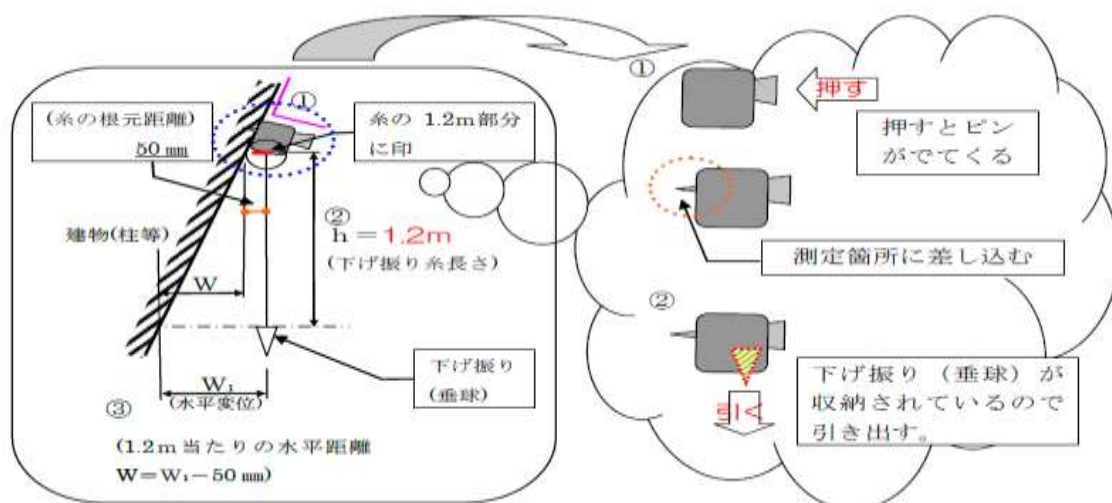
応急危険度判定講習会で初めて、「下げ振り」という言葉を聞く方も少なくないようです。模擬訓練や、実際の被災地で困っているケースが見受けられます。紙面上ですが、下げ振りの使い方のポイントをまとめました。

- ① 垂球が本体に収納され、メジャーのような形をしています。取っ手状の棒を押すとピンが出てくるので柱などにピンをあて固定します。
このとき、柱や壁部と下げ振りが直角にあたっていないと正確に傾きが計測できないので注意してください。
- ② 垂球をゆっくり引きおろし1.2mの印部分で止める。
- ③ 柱から垂球までの距離（W）を測定する。



下げ振りの厚み50ミリを引くのを忘れずに！

『♪直角にあて⇒1.2mに引き出して⇒
水平距離の測定♪』
と、覚えればすごく簡単。恐れることなかれ。



※イラストは、針で固定するタイプの下げ振りです。磁石のタイプもあり、金属製の仕上げ等の場合に固定ができます。建物がコンクリート造等で、針や磁石で固定ができない場合、2人1組のうちの1人が手で固定します。

※【ご注意】下げ振りの針を柱等に刺す場合は、建物所有者より同意をいただく必要があります。

神奈川県震後対策推進協議会では、「模擬訓練」を年に1回（午前・午後各1回）開催しています。その機会にぜひ手に取って、使い方を体験してください。

教えて さげふりく〜ん！！

『下げ振りの1.2mは魔法の数字！？』



なぜ、下げ振りの1.2mのところに印がついているのでしょうか？
別に、適当なところで止めて測ればいいんじゃないの？
いえいえ。1.2mにはふか〜い（そんなに深くないけど、目からうろこの意味がちょっと隠れているのです）。
判定手帳の55ページ（木造）、70ページ（鉄骨造）、78ページ（RC造）の表を見てください。そこに、傾斜角に対する水平変位が書かれています。
この表を気にせず、好きな位置で測定してh/wを計算し、変形角を出す方法もなくはないのですが…。

この表の1.2mのところを見てみましょう。
木造だと、20mm以下、20mm〜60mm、60mm越えと、小数点以下がなくすっきりした数字になっています。
それぞれの構造の数値を覚える必要はありませんが（現地で判定手帳を確認し、実施するうちに覚えてしまうでしょう。）、1.2mで水平変位を計り、それが何mmかを比較するだけで、ランクA、B、Cの判定がすぐにでき、計算する必要がないんですね。（便利だと思いませんか？）
また、身長がそんなに高くない方でも1.2m程度なら背伸びせずに腕をのばした範囲で固定ができるということで、1.2mとしています。（小柄な、非力の方には少し大変かも?!）
というわけで、『下げ振りの1.2mは魔法の数字』ということで、よ〜く覚えておきましょう。

判定士だより

VOL-21 2014

発行日：平成26年3月14日

◆発行：神奈川県建築物震後対策推進協議会
（事務局）神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
TEL 045-210-1111（内線6257, 6258）

◆作成・編集：神奈川県建築物震後対策推進協議会
応急危険度判定部会 広報分科会

◆ホームページ：<http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo/>